

Eコマースの法務①

Vol

05

2023年11月20日

〈編集・発行〉



弁護士法人
如水法律事務所

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-12-15赤坂門プライムビル9F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>

WEBサイトにて
最新情報を届けしております



Eコマースにかかる法律や利用規約等について

【利用規約について】

Eコマースでは、不特定多数との取引を行うという特性上、**円滑で標準化された取引を実現するために**、利用規約の作成が重要です。

利用規約に記載すべき内容は、商品の特性や取引方法によって異なるので、ここではあらゆるECサイトに共通して考慮すべき主な事項について説明いたします。

①個人情報の取扱い

利用者から取得する個人情報をプライバシーポリシーに基づいて取り扱う旨を定めることが一般的です。

②利用料

料金や支払方法について利用規約で定めておくことで、利用料に関する紛争を防止することができます。

③禁止事項

サービスを提供するにあたって禁止したい条項を具体的に記載しておきましょう。禁止行為を行った利用者への措置も定めておくことで、不適切な行為を行う利用者に対して迅速に対応することが可能になります。

④知的財産権の帰属

知的財産権は、取り決めがない場合は、創作・発明した本人に帰属しますが、知的財産権がサービス提供者に帰属すると定めることで、トラブルを未然に防ぐことができます。ただし、利用者が投稿した内容につき、著作権が全てサービス提供者に帰属すると定めたことで炎上を招いた事例もあるため、著作権の帰属については注意が必要です。

⑤サービスの変更

利用者からの苦情を防ぐため、サービス提供者が通知なくサービスの停止や変更できる旨を定めておきましょう。

⑥規約の変更

規約の内容を変更することがある旨や、変更した内容の周知方法について定めておきましょう。

⑦分離可能性

利用規約が法律に抵触し、一部が無効になった場合でも、他の条項は無効にならないと定めておくと安全です。

【プライバシーポリシー】

プライバシーポリシーで定めるべき内容は、①個人情報の定義、②利用目的、③個人情報の管理、④個人情報の取扱いの委託、⑤個人情報の共同利用、⑥個人情報の開示、⑦個人保有データの訂正等、⑧個人情報の利用停止等、⑨プライバシーポリシーの変更手続、⑩安全管理措置、⑪会社住所・代表者氏名・個人情報保護管理者、⑫お問い合わせ窓口です。

ここでは紙面の都合上、プライバシーポリシーで定めるべき事項の中で、特に重要な点について説明いたします。

①個人情報の定義

個人情報の定義は、個人情報保護法の定義に合わせるのが一般的です。近時の個人情報保護法の改正で個人情報の内容が変わっているため、従前からプライバシーポリシーを作成しているサービス提供者は、定義が法改正に対応しているかご確認ください。

②利用目的

個人情報の利用目的を具体的に記載をしましょう。ECサイトでは、商品の販売だけでなく、キャンペーンの実施等の周辺部分についても情報発信できるように利用目的を定めておくとよいでしょう。

③委託、共同利用

事業者が個人情報の取扱業務を委託する場合や、個人情報を共同利用する場合には、利用者の同意を得ないで個人データを提供できることがあります。サービス提供者は、個人情報を委託したり、共同利用する場合には、その旨を明示しておくとよいです。

④安全管理措置

安全管理措置は、近時の改正で追加された部分で、古いプライバシーポリシーのままだと入っていないことが見受けられますので、注意してください。

規程を定めるときに、自社の商品やサービスの特性を考えないといけないね。



弁護士法人如水法律事務所
パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル



弁護士法人如水法律事務所
弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

特定商取引法・特定電子メール送信適正化法

次に、Eコマースを利用するうえで重要な法律を確認していきましょう。

Eコマースに関する法律として、まず、

①特定商取引法（特商法）

②特定電子メール送信適正化法（特定電子メール法）

という2つの法律があります。

これらの法律は、**消費者の利益を守るために定められたものです。**

【①特定商取引法】

消費者を事業者による違法・悪質な勧誘行為から守ることを目的とした法律です。

Eコマースは特商法第2条2項における「通信販売」に該当するので特商法が適用されます。

特商法による規制には、以下のようなものがあります。

1. 広告の表示（特商法第11条）

特商法では、トラブルが発生することを避けるために、販売価格（送料も記載）、代金の支払時期・方法、商品の引渡時期、事業者の氏名（名称）・住所・電話番号等を広告に表示するよう定めています。

ただし、消費者からの請求によって、広告の表示事項を記載した書面（インターネット通信販売の場合は電子メールでも可）を遅滞なく提供することを広告に表示し、かつ、実際に請求があった場合に遅滞なく提供できるような措置を講じている場合には、広告の表示事項を一部省略することが可能です（法第11条ただし書）。

2. 誇大広告等の禁止（特商法第12条）

特商法では、広告内容によるトラブルを防止するため、「著しく事実に相違する表示」や「実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示」を禁止しています。

例えば、ウェブサイトのトップページには無料と記載しているにもかかわらず、利用規約では有料と記載されているような場合が、これにあたります。

3. 顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止（特商法第14条）

消費者がインターネット通販で申込みをする際、申込み内容を容易に確認し、訂正できるような措置を講じないことを禁止しています。



これらの法を遵守することは、消費者との信頼関係を構築することにも繋がるよ。

【②特定電子メール法】

消費者の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘等を目的とした電子メールを送信する際の規定を定めた法律です。

Eコマースにおいても、商品やサービスの広告宣伝のために電子メールを送信する場合には、特定電子メール法が適用されます。特定電子メール法による規制は以下のようになります。

1. 同意を証する記録の保存（特定電子メール法第3条2項）

事業者は、受信者から広告宣伝メールを送信することに同意する旨の通知を受けた場合、同意受けた際の状況を示す記録（時期や方法等）を保存する必要があります。

保存期間は、記録の保存に係る広告宣伝メールを最後に送信した日から1ヶ月（特定電子メール法に基づく措置命令を受けた場合は1年間）です。広告宣伝メールが特商法上の通信販売電子メール広告等に該当する場合は、さらに「請求・承諾があったことを示す書面又は電子データ」の記録を通信販売電子メール広告等を行った日から3年間保存する必要があります。

2. 表示義務（特定電子メール法第4条）

広告宣伝メールの送信にあたっては、送信者等の氏名または名称、受信拒否の通知ができる旨の記載、受信拒否の通知を受けるために電子メールアドレスまたはURL等の表示が義務付けられています。

3. 受信拒否通知以後の広告宣伝メールの送信の禁止（特定電子メール法第3条3項）

事業者は、受信者から広告宣伝メールの受信拒否の通知を受けた場合には、以後の送信が禁止されます。事業者は、通知の有無について後日トラブルになることを避けるために、その記録を保存しておきましょう。

このように、事業者は広告の表示や広告宣伝メールの内容等、様々な留意事項があります。これらの規制に抵触しないか注意することにより、罰則だけでなく、消費者との無用なトラブルの発生も防止することができます。

第4回オンラインセミナーのご案内 テーマ：スポーツ業界の法務

- ・日時 2023年12月13日（水）15時～15時30分
- ・URL <https://vivit.video/s/142/fXH0QQbg6Dch>



次回は、スポーツ業界の法務についてお話しいたします。

スポーツチームと事業会社のスポンサー契約を締結する上の注意点は何かやスポーツチームと所属する選手の肖像権などはどういう整理されるのか、テレビの放映権などはどういうものなのか、などスポーツ業界に関する法律について説明します。

第5回オンラインセミナーのご案内

テーマ：契約書の読み方②（業務委託契約）

日時 2023年1月17日（水）15時～15時30分